

○国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程

(平成 19 年 4 月 1 日規程第 829 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)における公益通報者の保護等を定めるとともに、社会的信頼の維持及び業務に係る公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、公益通報とは、本学の職員及び派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者(以下「職員等」という。)が本学又は本学の役員及び職員等に法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の目的でなく、通報することをいう。

(公益通報者等の保護)

第 3 条 役員及び職員等は、公益通報を行った職員等(以下「公益通報者」という。)並びに相談及び調査への協力を行った者に対して、通報及び相談並びに調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

2 学長は、公益通報者並びに相談及び調査への協力を行った者の職場環境が、通報及び相談並びに調査に協力したことを理由として悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(体制)

第 4 条 本学における公益通報の対応に関しては、学長が指名する理事(以下「担当理事」という。)が総括する。

2 総合相談室は、担当理事の指示に基づき、通報窓口、公益通報の受付及び相談の方法その他必要な事項を本学の役員及び職員等に周知するとともに、通報又は相談の受付から、それらへの対応を完了するまでの一連の業務を適切に管理する。

3 総合相談室は、公益通報に係る業務執行状況について、学長及び担当理事に報告する。

(窓口)

第 5 条 本学の公益通報の受付及び相談に関する窓口は、総合相談室とする。

2 前項に加えて、学外の窓口を学長が指名する弁護士(弁護士法人を含む。)とする。

(公益通報及び相談の方法)

第 6 条 公益通報及び相談の方法は、電子メール又は封書(親展と記載)で行うものとする。

2 公益通報は、原則として実名で行うものとする。

3 学外の窓口への通報において、公益通報者は、通報を行った後の手続きにおける窓口担当者以外への氏名の秘匿を希望することができる。

(公益通報の調査)

第7条 本学は、公益通報に係る事実関係の調査を実施するため、公益通報調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長の指名する理事 2人
 - (2) 教育研究評議会を選出された評議員 3人
 - (3) 学長の指名する本学の顧問弁護士 1人
 - (4) その他学長が必要と認める者 若干人
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- 5 委員会は、必要に応じて関係部局と連携・協力しながら調査を実施し、事実の確認を行うものとする。
- 6 委員長は、必要に応じて関係部局に調査委員会の設置を求め、調査を依頼することができる。
- 7 委員長は、調査の内容について、学長に報告するものとする。

(協力義務)

第8条 役員及び職員等は、調査に際して協力を求められた場合は協力しなければならない。また、調査を妨害してはならない。

(是正措置等)

- 第9条 調査の結果、役員及び職員等の不正行為が明らかになった場合は、担当理事は、速やかに是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)を講じ、又は部局の長に対し是正措置等を講じるよう命じなければならない。
- 2 部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当理事に報告するものとする。
 - 3 担当理事は、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査、是正措置等の内容、是正結果等を報告するものとする。
 - 4 担当理事は、法令違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(通知)

第10条 通報窓口は、公益通報者に対して、速やかに公益通報を受領した旨を通知するものとする。

- 2 担当理事は、公益通報を受けたときは、直ちに当該公益通報に係る事実関係の調査を実施するか否かの検討を行い、公益通報者に対して、通報窓口が公益通報を受けた日から起算して原則として20日以内に、検討結果について通知するものとする。

3 担当理事は、公益通報者に対して、公益通報された者及び調査への協力を行った者の信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、調査結果及び是正措置等について通知するものとする。

(不正行為及び是正措置等の公表)

第11条 大学の社会的責任の明示並びに役員及び職員等へ啓発を図るため、社会的に重大な影響を及ぼすような不正行為については、当該不正行為の事実及びその是正措置等を公表するものとする。

(秘密保持)

第12条 公益通報に関する業務に携わる者は、業務で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に携わらなくなった後も同様とする。

2 調査に協力した役員及び職員等は、調査の内容について他に漏らしてはならない。

(利益相反の回避)

第13条 役員及び職員等は、自らが関係者となっている対象事案の調査や法令違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

(不正の目的)

第14条 職員等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

(調査等に係る適用除外)

第15条 第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程、金沢大学研究活動不正行為等防止規程、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則その他の学内規程等に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(雑則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第17条 削除

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降の公益通報から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。